

アンチドーピング・インテグリティ委員会規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という）定款施行細則第17条の規程に基づいて設置された、アンチドーピング・インテグリティ委員会（以下「委員会」という）に関することを定める。

(目的)

第2条 委員会は、公財)日本アンチ・ドーピング機構が実施する検査、教育、TUE等に関する事項および公財)日本オリンピック委員会が実施するインテグリティ教育事業に関わる事項について管理し、各事業を円滑にすすめることを目的とする。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、JADA アンチドーピングおよびJOC インテグリティに関連する、以下の各号の活動を行う。

- (1) アンチ・ドーピング業務連絡
- (2) アンチ・ドーピング教育活動の管理 (JADA 承認 Educator の活動を含む)
- (3) アンチ・ドーピング加盟団体に所属する RTP/TP/ナショナルプールの情報の管理
- (4) アンチ・ドーピング競技会検査の準備手配
- (5) アンチ・ドーピング結果管理 (違反对応など)
- (6) アンチ・ドーピング医事 (禁止表、TUE 等)
- (7) インテグリティ教育の管理
- (8) そのほか委員長が認めるもの

(構成)

第4条 委員会は、委員長、副委員長、委員および協力員をもって組織する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

強化育成本部、アスリート委員会

- (3) 委員 若干名

事務局長、強化育成本部4名(男子・女子ハイパフォーマンス部各1名・アンダーカテゴリー強化育成部1名、指導者育成部1名)、事業本部2名(イベントマネジメント部1名、ホッケーファミリー未来部1名)、コーポレート本部2名(広報部1名、法務・コンプライアンス部1名)、HJL1名、JADA 承認 Educator (候補を含む)、その他委員長が必要と認める者とし、各委員の役割は別途定める。

(4) 協力員 若干名、必要に応じ、委員の役割を補佐する者を委員の推薦により委員長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、次期委員が決定されるまでは任期を継続することとする。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は委員会で協議し、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月13日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。